

○美郷町定住促進奨励金交付要綱

平成19年3月26日告示第5号

改正

平成20年12月10日告示第57号

平成22年3月25日告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、町の人口増加と若者の定住化により活力あるまちづくりを推進するため、これに寄与する者に対し定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの告示に定めるところによる。

(支給の要件及び交付額と交付回数)

第2条 奨励金は、別表第1に該当する者に交付する。ただし、町税及び町納付金を滞納していないことを要件とする。

2 交付額は当該年度に支払った家屋、又は宅地及び家屋（以下「家屋等」という。）の年間固定資産税額に相当する額とし、新たに固定資産税を課すこととなった年度から3年間を限度として申請できるものとする。

3 家屋等を転入以前に取得し納税している場合は、転入後3年間を限度に申請することができる。

4 交付の回数は1回限りとし、併用住宅の場合は、居住部分に相当する部分の固定資産税額とする。

(奨励金の申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、別表第2に定める書類を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第4条 前条の規定により申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められるときは、定住促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第5条 交付決定を受けた申請者は、定住促進奨励金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 町長は奨励金の交付請求を受けたときは、当該年度の固定資産税の納付を確認後速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3) 町長が特に適当でないとしたとき。
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月10日告示第57号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日告示第18号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

奨励金の対象となる者
町外在住者が定住することを目的として、家屋等を新規に取得し、町内に定住した者

備考

- 1 町外在住者とは、10年以上連続して美郷町外に在住していた者をいう。
- 2 定住とは美郷町に、引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録していることをいう。

別表第2 (第3条関係)

奨励金の交付を受けようとする者	必要書類
町外在住者が定住することを目的として、家屋等を新規に取得し、町内に定住した者	定住促進奨励金交付申請書 住民票又は戸籍の附票 土地及び家屋の所有権が確認できる書類

備考

- 1 町外在住者とは、10年以上連続して美郷町外に在住していた者をいう。
- 2 定住とは美郷町に、引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録していることをいう。
- 3 住民票又は戸籍の附票について、保存年限の経過により交付を受けることができない場合は、客観的に年月日及び住所を確認できる書類を提出すること。